

苦介第378号  
令和3年7月15日

認知症対応型共同生活介護事業所  
管理者 各位

苫小牧市福祉部介護福祉課長

令和3年度介護報酬改定に伴う認知症対応型共同生活介護における  
計画作成担当者の配置について（通知）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このことについては、令和3年度介護報酬改定により配置基準が緩和されたところですが、本市の認知症対応型共同生活介護事業所における配置の考え方を下記のとおり整理しましたので、通知します。

#### 記

#### 1 令和3年介護報酬改定の内容（下線が改正箇所）

##### （1）改正前の基準

- ・ 計画作成担当者は、共同生活住居ごとに1人以上配置
- ・ 事業所に配置される計画作成担当者のうち、1人以上は介護支援専門員
- ・ 利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居の他職務との兼務可  
（他の事業所又は他の共同生活住居の他職務との兼務は不可）

##### （2）改正後の基準

- ・ 計画作成担当者は、事業所ごとに1人以上配置
- ・ 事業所に配置される計画作成担当者のうち、1人以上は介護支援専門員
- ・ 利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他職務との兼務可  
（他の事業所の職務との兼務は不可）

#### 2 苫小牧市における取扱い

##### （1）計画作成担当者の配置について

- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）に基づき、事業所ごとに1人以上の計画作成担当者を配置すること。
- ・ ただし、本市においては、利用者に対する適切な処遇を確保する観点から、共同生活住居ごとに1人以上の計画作成担当者を配置することが望ましく、適切なケアが行われるよう人員を配置すること。

(2) 計画作成担当者の兼務について

- ・ 計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合、同一事業所内における他職務を兼務することができる。
- ・ 苫小牧市における「利用者の処遇に支障がない場合」に該当する兼務の範囲は、同一事業所において3つの職務までとし、計画作成担当者の職務は、共同生活住居ごとに1つの職務とみなす。

<兼務可否のイメージ：計画作成担当者が事業所で1人の場合>

	1階ユニット			2階ユニット			可否
	管理	計画	介護	管理	計画	介護	
職員A	○	○			○		可
職員B		○	○		○		可
職員C	○	○		○	○		不可
職員D		○	○		○	○	不可
職員E	○	○	○		○		不可

※ 計画作成担当者は、共同生活住居ごとに1つの職務と取り扱う。

※ 兼務可能な範囲は、両住居の計画作成担当者に加え、もう1つまで。

<兼務可否のイメージ：計画作成担当者が共同生活住居ごとに1人の場合>

	1階ユニット			2階ユニット			可否
	管理	計画	介護	管理	計画	介護	
職員F	○	○					可
職員G		○	○				可
職員H	○	○	○				可
職員I		○		○			不可
職員J		○				○	不可
職員K		○		○		○	不可

※ この場合、原則として、同一共同生活住居内での兼務に限る。

※ 兼務可能な範囲は、片方の計画作成担当者に加え、2つの職務まで。

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号  
 苫小牧市福祉部介護福祉課総務係(担当:畑山・佐久間)  
 TEL 0144-32-6340  
 FAX 0144-31-4526